「「「一つ」」「「一

■事前申請期間

令和5年 6月15日(木) ~7月14日(金)

※ちば電子申請 サービスによる受付



■補助額

補助対象経費の 5分の4 (100万円上限)

- ※補助上限台数を設けています。 詳細は県HPをご覧ください。
- ※県の予算額を超える申請があった場合は、 補助額及び補助台数の調整を行う場合が あります。

■ 補助対象事業者

千葉県内(千葉市を除く)に所在する介護事業所・高齢者施設を運営する事業者 ※詳細は要綱の別表を御覧ください。

補助対象となるコミュニケーションロボット下記の3要件を満たしているロボット

(1)目的要件

日常生活支援における、コミュニケーションの場面において使用され、双方向の情報伝達によって高齢者等の活動を促し、入所者・利用者のADL(日常生活動作)やQOL(生活の質)の維持・向上に効果のあるロボットであること。

(2)技術的要件

高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達ができるロボットであること。

(3) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入等ができる状態にあるロボットであること。

■ ※交付申請様式や各種詳細は県HPまで。

検索→「千葉県 コミュニケーションロボット]

https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigorobot/index-2.html



■補助事業フロー





見積依頼

●メーカーや代理店に見積書を依頼します。作成日、有効期限、金額内訳は必ず記載してくださ い。※交付決定前に発注・購入したロボットは補助対象外です。

事前申請

- ●ちば電子サービスにより事前申請を行います。見積書をデータ化し、PDFで添付
- ●【募集期間】令和5年6月15日(木)~令和5年7月14日(金)

事前審査

•見積書の内容と申請金額等を審査します。 ※対象外機器等である場合は個別に連絡

金額提示

- •補助予定金額について提示します。
- - 補助予定金額の決定等により申請を取り下げる場合は申告し、これ以降の手続きは不要です。

交付申請 書の送付

- ●必要な書類をそろえ、補助金交付申請書を送付します。※書面申請、一部データ提出あり
- 【申請期間】金額提示後に御案内(7月~8月)
- ●【提出先】千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁高齢者福祉課 法人支援班あて郵送《必着》

内容審查

- 提出される書類を審査します。
- ●審査後、補助金額や機器について交付決定を行い、各施設に書面で通知します(8月~9月を予定) ※交付決定後に機器等を変更する場合は、導入前に事前に県庁まで御相談ください。

事業実施

交付決定

- 交付決定日以降コミュニケーションロボットを導入し、実際に施設で使用していただきます。 ※導入が年度内(令和6年3月31日)に間に合わない場合は、交付決定後の導入でも補助対象外となります。
- ◆ただし、やむを得ない事情により導入が年度内に間に合わない場合は、繰越承認申請を行うことで、補助 対象と認める場合がございます。

実績報告 書の提出

●使用した状況などを踏まえ、実績報告書を御提出してください。

※導入後書類が提出できるようになりましたら、速やかにご提出ください。

額の確定

実績報告書から補助対象になるかなどを再審査し、補助金額を確定したうえで、書面にて通知します。

を通知

補助額を確定する書類が届きましたら、確定額に基づき、請求書をご送付ください。

請求書の 送付

※最終の支払いは令和6年5月末予定です。

問い合わせ先

千葉県庁 健康福祉部 電話:043-223-2350 高齢者福祉課 法人支援班 FAX: 043-227-0050

担当:保坂 電子メール: kourei5@mz.pref.chiba.lg.jp